

# 高齢者虐待防止のための指針

## 社会福祉法人ルボア

介護老人保健施設サンライズ屋島  
サンライズ屋島短期入所療養介護  
サンライズ屋島通所リハビリテーション  
サンライズ屋島居宅介護支援事業所

### 1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

### 2. 虐待の定義

#### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れがある暴力を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### (2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

#### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しい拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

#### (5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用すること、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

### 3. 高齢者虐待防止委員会そのた施設内の組織に関する事項

当事業者では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって、高齢者虐待防止委員会を設置します。

#### (1) 設置の目的

虐待等の発生の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

(2) 高齢者虐待防止委員会の構成委員（構成メンバー）

1. 施設長
2. 医師
3. 介護支援専門員（居宅介護支援事業所も含む）
4. 支援相談員
5. 看護職員（責任者）および介護職員（責任者）
6. その他必要に応じて委員を指名する。

(3) 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は月1回（毎月）開催することとする。

また、虐待事案発生時等、必要な際は、隨時委員会を開催することとします。

(4) 高齢者虐待防止委員会の役割

1. 虐待に対する基本理念、行動規範等および職員への周知に関すること
2. 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
3. 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
4. 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
5. 虐待が発生した場合の対応に関すること
6. 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止に関する担当者は、支援相談員とします。

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護および高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護および虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

1. 定期的な研修の実施（年/2回以上）
2. 新任職員への研修の実施
3. その他必要な教育・研修の実施
4. 実施した研修についての実施内容（研修資料）および出席者の記録と保管

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、厳正に対処します。

緊急性の高い事案の場合は、行政機関および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

## 6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

1. 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。  
相談窓口は、3（5）で定められた高齢者虐待防止担当者とします。
2. 施設系サービスで利用者等に虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決に繋げるよう努める。
3. 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決に繋げるよう努める。
4. 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待等の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会および虐待防止担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
5. 高齢者虐待防止委員会は事業所内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに施設長に報告する。  
施設長は高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報しなければならない。
6. 必要に応じて、関係機関および地域住民等に対して説明し報告を行うこととする。

## 7. 青年後見制度の利用支援

利用者およびその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等の連携の上、成年後見制度の利用を支援します。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法

1. 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を施設長（管理者）に報告すること。
2. 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処すること。
3. 対応の結果は、相談者にも報告すること。

## 9. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者および家族がいつでも閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページに公表し、いつでも誰もが自由に閲覧することができるようになります。

## 10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

## 11. 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。